

附 則

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

別表第二十三号中「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」を「削除」に改める。